

## 吸収合併に係る事前開示事項（変更）

株式会社横河ブリッジホールディングス（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）と株式会社横河ニューライフ（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2023年12月25日付で合併契約書を締結し、2024年4月1日を効力発生日とする、吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。2024年2月22日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条、ならびに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示を行いました。当該事前開示の内容に変更が生じたため、下記の項目につき変更後の事項を開示いたします。

なお、項目番号は、2024年2月22日付「吸収合併に係る事前開示書面」の項目番号と対応しております。

### 記

#### 5. 計算書類等に関する事項

##### (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

##### ② 従業員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての自己株式処分の件

吸収合併存続会社は、2023年10月30日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決定し、本制度に基づき、横河ブリッジホールディングス従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を割当先として、譲渡制限付株式として自己株式の処分を行うことを決定いたしました。

本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が完了し、確定した処分する株式の数と処分総額は以下のとおりとなります。

- (1) 処分期日 : 2024年3月1日
- (2) 処分する株式の種類及び数 : 吸収合併存続会社普通株式 164,200株
- (3) 処分価額 : 1株につき 2,493円
- (4) 処分総額 : 409,350,600円
- (5) 処分方法(割当予定先)

: 第三者割当の方法により、本持株会からの引受けの申込みがされることを条件として、上記(2)に記載の処分株式の数を本持株会に対して割り当てます。  
(横河ブリッジホールディングス従業員持株会 164,200株)

なお、各対象従業員(以下に定義します。)からの付与株式数の一部申込みは受け付けません。

##### (6) その他

: 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する吸収合併存続会社及びその子会社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)の数に応じて確定しております。なお、吸収合併存続会社及びその子会社は、各対象従業員に対して一律に金銭債権 249,300 円を支給し、吸収合併存続会社は、本持株会を通じて各対象従業員に対し一律に 100 株を割り当てます。

東京都港区芝浦四丁目 4 番 4 4 号  
株式会社横河ブリッジホールディングス  
代表取締役 高田 和彦

東京都港区芝浦四丁目 4 番 4 4 号  
株式会社横河ニューライフ  
代表取締役 高木 清次